

令和7(2025)年度諮問(情)第1号  
答申(情)第136号

「人事委員会の議事録に関する公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会



## 第1 審査会の結論

栃木県人事委員会委員長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、審査請求人が処分を不服とした別表1で非開示とした部分のうち、別表2で掲げる部分を除き開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和6（2024）年10月11日付けで、「地方公務員法第11条第4項に定める定例会または臨時会の議事録（令和6年7月に開催されたものの議事録に限る）」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対して、「栃木県人事委員会 定例会及び臨時会議事録（令和6年7月開催分）」を対象公文書として特定し、条例第11条第1項の規定により、令和6（2024）年10月25日付けで本件処分を行った。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和6（2024）年10月31日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和7（2025）年9月16日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

栃木県人事委員会（定例会）議事録（令和6年7月31日開催分）の議題2に係る議事内容のうち、特定の個人を識別できる部分以外の開示を求める。

### 2 審査請求の理由

(1) 人事委員会が、人事委員会の事務局長に権限を委任した事務について、委任の経緯を知るために本件開示請求を行ったが、委任経緯が分かる部分

について、「個人に関する情報であって、個人に不利益を与えるおそれがあるため」として非開示となった。

- (2) (1)の非開示理由は、委任経緯に係る部分全てを非開示とする理由として不十分であり、審査請求人は知る権利及び地方公務員法第46条の要求権を侵害されている。

## **第4 実施機関の主張要旨**

### **1 処分の性質について**

本件処分は、令和6(2024)年7月に開催した人事委員会の定例会及び臨時会の議事録について、それぞれ条例第7条に該当する部分を非開示として行ったものである。

### **2 処分に係る根拠規定について**

- (1) 本件処分を行ったもののうち、審査請求部分の非開示理由に該当する条例第7条第2号は、個人情報の非開示に係る規定であり、非開示に該当する個人情報とは、当該情報から特定の個人が識別できる情報のほか、当該情報単独では特定の個人を識別できないが、他の公知の情報と照合することで特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公開することによりなお当該個人の権利利益を害するおそれのあるものも非開示情報である旨規定されている。
- (2) また、「栃木県情報公開事務の解釈及び運用の基準」の条例第7条第2号に係る解釈によれば、「個人情報に該当するか否かは、請求者のいかなるを問わず判断するもの」とされている。

### **3 処分の妥当性**

- (1) 審査請求人は、非開示とされた措置要求に係る部分については、審査請求人自身に係る情報であるため、全部開示が適当である旨主張している。
- (2) しかし、非開示情報である個人情報に該当するか否かは、上記のとおり開示請求者が誰であるかを問わず判断するものであり、例え本人が請求した場合であっても、個人情報に該当する情報は非開示となる。
- (3) したがって、審査請求人の措置要求に係る内容を非開示として行った本件処分は正当なものである。

### **4 その他の審査請求人の主張について**

- (1) 審査請求人は、本件開示請求の理由として、委任経緯を知るために本件対象公文書の開示が必要不可欠である旨主張しているが、公文書開示請求

- に対する非開示該当性は、あくまで条例第7条各号に該当するか否かで判断するものであり、開示請求の理由は開示・非開示の判断に影響しない。
- (2) なお、第3の2で審査請求人が主張している内容は、地方公務員法第48条の規定に基づき、勤務条件に関する措置の要求等についての規則第11条により、人事委員会は、人事委員及び人事委員会事務局長の内から審査員1名を指名され権限を行使したものであるため、地方公務員法第8条第3項ないし第4項を根拠とする審査請求人の主張は誤りである。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、(略) 審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は、「行政庁の処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法(総務省行政管理局)」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「部分開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、(1)の基本的な考え方に立って県民等の公文書の開示を請求する権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

### 2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、特定の議題について記載された部分のうち、非開示とする妥当性を欠く部分の開示を求めている。

よって、審査会は、対象公文書のうち、別表1に掲げる部分に限り審査を行うこととし、審査請求人及び実施機関の主張の整理並びにインカメラ審理を行った結果を踏まえ、本件処分の妥当性について以下のとおり判断する。

(1) 対象公文書の特定について

ア 審査請求人は、第2の1のとおり、特定の期間内に開催された人事委員会の議事録を開示請求した。

イ これに対して、実施機関は、審査請求人に指定された期間内に開催した人事委員会の定例会及び臨時会の議事録を対象公文書として特定しており、審査請求人との主張に相違は認められない。

ウ したがって、実施機関が行った公文書の特定は妥当である。

(2) 実施機関への意見聴取結果について

審査会が、実施機関に対して非開示部分に関する意見聴取を実施したところ、次のような意見があった。

ア 本件開示請求で非開示とした部分は、条例第7条第2号を理由としているが、一部については同条第4号にも該当すると整理している。

イ 条例第7条第4号に該当すると整理した理由は、事案の審議中は不確定な情報を多数含むものであるから開示することはできないが、審議が終了した後であれば開示が可能であると判断したためである。

ウ イを非開示理由として記載しなかった理由は、複数の理由を提示することで、審議終了後であれば開示されると請求者を誤認させるおそれがあると判断したからであり、条例第7条第2号であれば審議終了後であっても開示されない情報であるため、理由欄には同条第2号のみ記載した。

(3) 非開示部分の非開示情報の該当性について

審査請求人は、第3の1のとおり、令和6(2024)年7月31日に開催された人事委員会の議事録で議題2について記載された部分のうち、特定の個人を識別できる部分以外の開示を求めていることから、当該非開示部分の非開示情報の該当性について検討する。

ア 別表1のうち、記号Aについて

当該部分には、人事委員会委員長から議題2について説明を求められ、人事委員会事務局職員が人事委員会委員に対して資料の説明を行った旨記載されている。

当該内容は、同議事録の「1 会議に付した事項は、次のとおりである。」部分に記載されている内容と同内容で、記載内容は人事委員会事

務局職員が資料に基づき説明した事実のみが記載されており、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

イ 別表1のうち、記号Bについて

当該部分には、措置要求の主張を簡潔に整理し、今後の方針について委員が審議している内容について記載されている。

当該内容は、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。一方で、本件開示請求は、議題の審議が終了する前に行われており、審議終了前に開示することで自らの主張を通すために委員に対して圧力を掛ける、妨害工作が行われるおそれがある可能性を否定できず、審議中に開示することにより委員の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報であることを否定できないことから、同条第4号に該当すると認められる。

したがって、当該部分は非開示としたことは妥当である。

ウ 別表1のうち、記号Cについて

当該部分には、議題2についての審議終了時に、人事委員会委員長が、原案どおりの議決をしてもよいか確認を行った旨記載されている。

当該内容は、原案どおりの議決の可否を人事委員会委員に確認している記載にすぎず、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえないことから、条例第7条第2号に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は開示すべきである。

### 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 (2025) 年 9 月 16 日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和 7 (2025) 年 12 月 17 日 (第79回審査会第3部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ インカメラ審理
令和 8 (2026) 年 1 月 14 日 (第80回審査会第3部会)	・ 審議 ・ インカメラ審理
令和 8 (2026) 年 2 月 19 日 (第81回審査会第3部会)	・ 審議 ・ 実施機関から意見聴取
令和 8 (2026) 年 3 月 18 日 (第82回審査会第3部会)	・ 審議
令和 8 (2026) 年 5 月 13 日 (第83回審査会第3部会)	・ 審議

## 栃木県行政不服審査会第3部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
善 林 景 子	元栃木県県民生活部参事兼とちぎ 男女共同参画センター所長	部会長職務 代理者
中 村 祐 司	国立大学法人宇都宮大学 地域デザイン科学部教授	部会長
藤 田 明 子	弁護士	
町 田 明 久	株式会社下野新聞社 常務取締役統括	

(五十音順)

(別表1) 本件審査請求において、実施機関が、非開示とした部分

記号	公文書名	非開示部分	非開示条項
A	栃木県人事委員会 (臨時会) 議事録 (令和6(2024)年 7月31日開催分)	表面 42行目から43行目まで	条例第7条第2号
B		表面 44行目	条例第7条第2号
		裏面 1行目から7行目まで	条例第7条第4号
C	裏面 8行目	条例第7条第2号	

(別表2) 本件審査請求において、審査会が、非開示が妥当であるとした部分

記号	公文書名	非開示部分	非開示条項
B	栃木県人事委員会 (臨時会) 議事録 (令和6(2024)年 7月31日開催分)	表面 44行目 裏面 1行目から7行目まで	条例第7条第4号